

令和8年度 森町水質検査計画書-1 森町上水道(本町地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	森 町 浄 水 場																		浄 水		原 水	検査の省略	
			検 査 月																		1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上		
			浄 水									原 水													
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				□	●	可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検															●	●	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(海水を原水とする場合は不可)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	PFOS及びPFOA	0.0005mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検															●	●	不可
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
22	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
27	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水毎月	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	不可
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
31	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検															●	●	不可
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検		検															□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検		検						検		検							□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検		検							検		検						□	●	可
39	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可
41	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	可
43	ジエオスミン	0.0001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検														△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
44	2-メチルイソホルネオール	0.0001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検														△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	可
46	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	可
47	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可
48	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可
49	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可
50	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可
51	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可
52	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	不可
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																				検	検	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																				検	検	H20大腸菌定量検査により検出あり。

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。又、省略した項目についても3年に1回は検査を行うこと。
 ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字霞台115番地1
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字鷺の木51番地

令和8年度 森町水質検査計画書-2 上水道(駒・赤地区)

[水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道															浄水		原水	検査の省略							
			検査回数	検査月															1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上		1年1回以上						
				浄水					原水																			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
3	かドウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												●	●	●	不可	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査									検												□	●	●		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検				検											検		●	●	不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	不可	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検				検												検	●	●	不可	
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
22	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
24	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
27	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
31	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回			検		検				検												●	●	●	不可	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査			検		検				検												□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検		検				検			検									□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査			検		検				検			検									検	□	●	●	可
39	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可	
41	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□	●	●	可	
43	シェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□省略1年1回	●	●	可	
46	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査									検												□省略1年1回	●	●	可	
47	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
48	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
49	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
50	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
51	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
52	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																					検	検	検	検	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																						検	検	検	急速濾過 濁度監視あり

- : 検査回数の減は無し
- : 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
- △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
- : 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合1年に1回以上、10分の1以下の場合3年に1回以上とすることが出来る。
- 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。又、省略した項目についても3年に1回は検査を行うこと。
- 特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林
 事業区1157林班ソ小班内
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字駒ヶ岳23番地44

令和8年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	濁川・三岱地区簡易水道																								浄水	原水	検査の省略
			検査回数	検査月												1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上											
				浄水						原水																			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																								●	●	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								□	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								●	●	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								□省略1年1回	●	可(海水を原水とする場合は不可)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	シクロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/l以下	浄水1年2回、原水1年1回検査																								●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
22	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
27	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	不可
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査																								□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査																								□	●	可
39	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								□	●	可
41	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								□	●	可
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□	●	可
43	シエオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																								△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																								△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□省略1年1回	●	可
46	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								□省略1年1回	●	可
47	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	不可
48	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	不可
49	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	不可
50	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	不可
51	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	不可
52	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	不可
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																										大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																											

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回以上、10分の1以下の場合には3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。又、省略した項目についても3年に1回は検査を行うこと。
 ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字濁川88番地